

# 桑折町奨学生推薦基準

## 1 学力について

### 【高等学校、大学等の進学時に奨学金を申請する場合】

入学から出願した年度までの学習成績の評定において、全教科について平均した値が3.5以上であること。ただし、次に該当する場合は、奨学生に推薦することができる。

- (1)人物が優れており、家計困窮のため学資の支弁が困難である者
- (2)学力向上の見込みがあり、奨学金を貸与することが適当であると認められる者

### 【在学中に奨学金を申請する場合】

#### ○大学・短大・専門学校在学中の場合

高等学校における最終2か年以上の学習成績の評定において、全教科について平均した値が3.5以上であること。

ただし、申請者が2年生以上の場合、さらに大学等における学業成績が本人の属する学部（学科）の平均水準以上であること。

#### ○高等学校在学中の場合

##### ・ 1年生

中学3年次における学習成績の評定が、全教科について平均した値が3.5以上であること。

##### ・ 2、3年生

2年生は1年次、3年生は1・2年次における学習成績の評定が、全教科について平均した値が3.5以上であること。

## 2 人物について

学習活動全般を通じて、態度・行動が学生・生徒にふさわしく、将来良識ある社会人として活動できる見込みがあること。

## 3 健康について

心身ともに健康であって、将来長く修学に耐えることができると認められること。

#### 4 所得について

出願者の属する世帯の1年間の総所得金額が別表第1の所得基準額以下であること。

ただし、世帯中に別表第2に掲げる特別な事情がある者がいる場合は、同表中の特別控除金額を控除した金額をその世帯の総所得金額とするものとする。

なお、給与所得者（年金受給者等を含む）の所得金額の算出にあたっては、別表第3に掲げる算式により算出するものとする。

#### 5 その他の特別選考について

審査会において、特に推薦がある場合（1～4の基準以外の場合を含む）、特記事項を付して奨学生に推薦することができる。

この基準の適用については、桑折町奨学資金貸与条例の趣旨に反しない限りにおいて、独立行政法人日本学生支援機構及び福島県奨学資金の条例によるものとする。